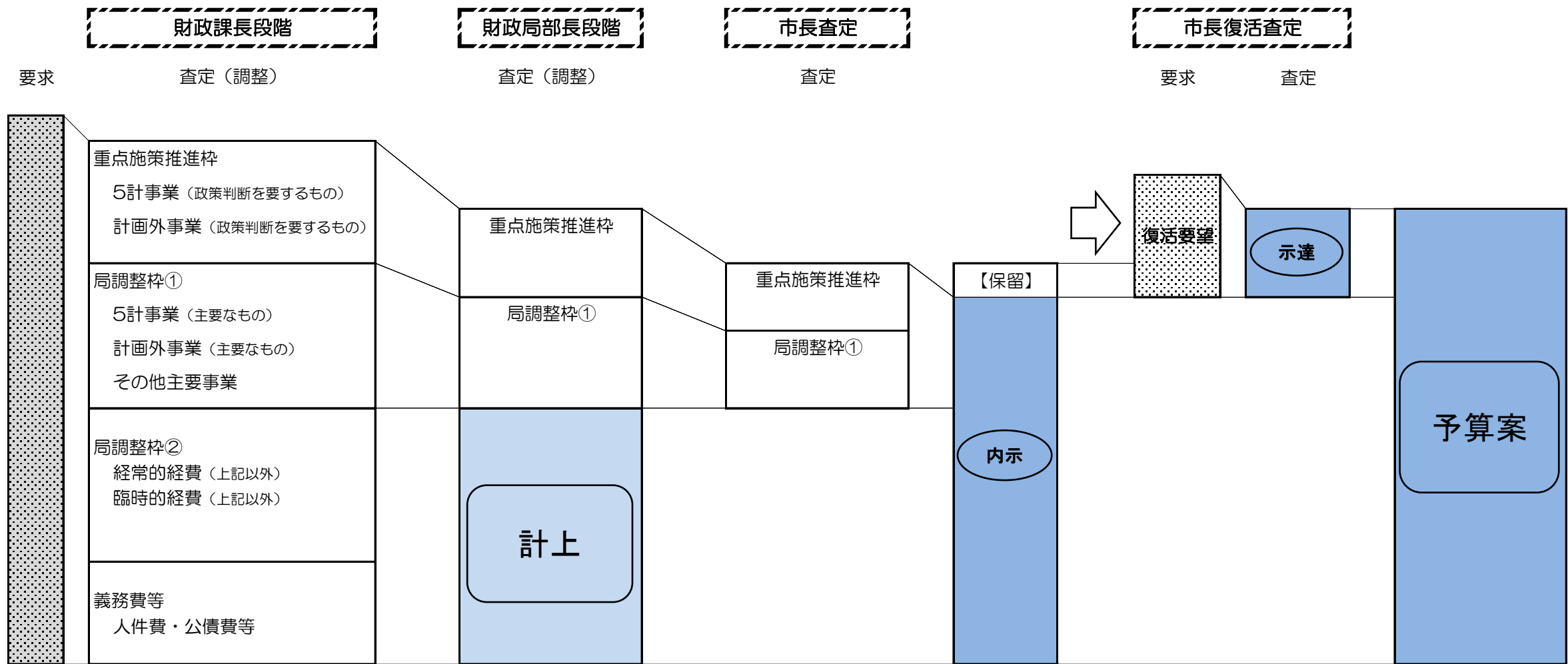


# (1) 予算編成の流れ（イメージ）



- 1 予算編成は、市長が予算案を作成し、年度開始前に議会の議決を経ることとなっています。  
 しかしながら、市が行う事務事業全てを市長が精査することは困難であることから、市長の政策判断が必要な事業（重点施策推進枠）や市として重要な事業について、市長段階での査定を実施し、それ以外の事務事業については、効率性の観点から段階的な査定作業を行っています。
- 2 各所管局から提出された予算要求は、財政局内において段階的な審査（査定・調整）が行われ、その結果が市長に報告されます。  
 市長への報告の結果、了解の得られたものについては、各所管局の長に対し内示が行われます。また、市長の判断で調整を要するとされた案件については、保留事項とされ、市長が各所管局から要望の内容を直接聴取することになります。
- 3 各所管局の長は、内示された額について、事業費の不足を来たと判断したときは、復活要望を市長に提出します。  
 復活要望されたものと保留事項について、市長の復活査定が行われ、その結果が各所管局に通知（示達）されます。
- 4 この予算編成の一連の流れにより、事業の厳選が行われ、市議会に提出される予算案が最終的に確定することになります。